

令和5年度 水質検査計画



沼津市水道部

作成 令和5年 3月 1日

変更 令和5年 4月 1日

沼津市水道部 令和5年度 水質検査計画

■ 本市水道の給水状況

沼津市水道部では、沼津市と清水町を給水区域としています。

本市水道は、豊富な地下水に恵まれており、戸田地区の一部を除き、深井戸などによる地下水を水源としています。その主となる泉水源地は湧水量が豊富な柿田湧水群の中にあり、全給水量の約 60 パーセントはこの泉水源地から給水しています。また、これらの地下水は、水質が非常に良好で安定しているため、塩素消毒以外の浄水処理を行う必要がありません。

戸田地区は、深井戸と山間部の湧水及び伏流水を水源として、塩素消毒及び一部ろ過により給水しています。

■ 水質検査計画

沼津市水道部では、お客様に安全でおいしく快適な水道水をお届けするために、水源から蛇口までの水質検査を適正かつ効果的に行うための水質検査計画を事業年度ごとに策定しています。

令和5年度の水質検査計画として、水質検査の地点、項目及び頻度などを定めましたので公表します。

水質検査計画については、過去の検査結果を考慮し毎年度見直しを行います。

水質基準項目・水質管理目標設定項目・要検討項目については、最新の科学的知見に従い常に見直しが行われる逐次改正方式となっていることから、年度内における項目数あるいは目標値等の変更があった場合は、厚生労働省発出通知の通りとします。

1 基本方針

- (1) 水質検査は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、水道水質管理上留意すべき項目とされている水質管理目標設定項目及び沼津市が独自に行う水質項目を行います。
- (2) 検査地点は、各水源及びその水源別配水区域の末端付近の給水栓です。
- (3) 給水栓の検査頻度については、水道法に基づき、残留塩素・色・濁りは毎日、水質基準項目は項目により、月1回または年4回、さらに水質管理目標設定項目検査を年1回行います。
- (4) 原水の検査については、年1回(泉水源地の深井戸は年4回)行います。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況（令和3年度末）

	沼津市及び清水町
給水区域	74.46 km ²
給水人口	220,914人
普及率	99.7%
一日最大配水量	93,241 m ³
一日平均配水量	86,977 m ³

(2) 水源地の概要 (令和4年4月1日 時点)

No.	水源地	水源の種別	取水能力	浄水処理方式
1	泉水源地	地下水(深井戸) 湧水	80,000m ³ /日	塩素消毒のみ
2	柳沢水源地	地下水(深井戸)	6,820m ³ /日	塩素消毒のみ
3	井出水源地	地下水(深井戸)	5,480m ³ /日	塩素消毒のみ
4	原水源地	地下水(深井戸)	5,140m ³ /日	塩素消毒のみ
5	石川水源地	地下水(深井戸)	2,870m ³ /日	塩素消毒のみ
6	北小林水源地	地下水(深井戸)	4,450m ³ /日	塩素消毒のみ
7	沢田水源地	地下水(深井戸)	4,930m ³ /日	塩素消毒のみ
8	内浦水源地	地下水(深井戸)	420m ³ /日	塩素消毒のみ
9	足高水源地	地下水(深井戸)	2,410m ³ /日	塩素消毒のみ
10	青野水源地	地下水(深井戸)	1,120m ³ /日	塩素消毒のみ
11	双葉水源地	地下水(深井戸)	3,500m ³ /日	塩素消毒のみ
12	木瀬川水源地	地下水(深井戸)	13,440m ³ /日	塩素消毒のみ
13	河内水源地	地下水(深井戸)	1,690m ³ /日	塩素消毒のみ
14	古宇水源地	地下水(深井戸)	640m ³ /日	塩素消毒のみ
15	江梨水源地	地下水(深井戸)	230m ³ /日	塩素消毒のみ
	[戸田地区]			
16	第1水源(ワサビ沢)	湧水	1,010m ³ /日	マイクロストレーナー、UV装置、塩素消毒
17	第2水源(二本杉) - 休止中	表流水	220m ³ /日	(マイクロストレーナー、UV装置、塩素消毒)
18	雉ヶ尾水源	湧水	2,000m ³ /日	マイクロストレーナー、UV装置、塩素消毒
19	蓼原沢水源 - 休止中	表流水	260m ³ /日	(マイクロストレーナー、UV装置、塩素消毒)
20	新田水源	伏流水	180m ³ /日	急速ろ過、塩素消毒
21	第3水源	地下水(深井戸)	1,200m ³ /日	塩素消毒のみ
22	第4水源 - 休止中	地下水(深井戸)	670m ³ /日	(塩素消毒のみ)
23	第5水源	地下水(深井戸)	2,620m ³ /日	塩素消毒のみ
	[井田地区]			
24	赤ノ田水源	表流水	154m ³ /日	緩速ろ過、塩素消毒
25	井田水源	地下水(深井戸)	60m ³ /日	塩素消毒のみ

3 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

(1) 泉水源地～江梨水源地（15 水源）

いずれの水源も深井戸（泉水源地は一部湧水）で、全ての検査項目において良好で安定した水質を確保しており、安全で良質な水であると言えます。

(2) 戸田地区の水源（使用中の 5 水源）

水源として、深井戸と山間部の湧水及び伏流水があり、いずれも水質基準を下回り安全で良質な水であると言えます。

(3) 井田地区の水源（2 水源）

水源として、深井戸と山間部の表流水があり、いずれも水質基準を下回り安全で良質な水であると言えます。

4 汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項

(1) 汚染の要因

- ① 降雨時等による高濁水発生
- ② 次亜塩素酸使用による消毒副生成物
- ③ 降雨時等による pH 値の変動
- ④ 多肥の畑地における硝酸態窒素の溶脱
- ⑤ 塩素の注入量が不十分
- ⑥ 富栄養化及び高温多湿等のかび原因発生時期

(2) 水質管理上の留意すべき項目

- ① 濁度
- ② 塩素酸などの消毒副生成物
- ③ pH 値
- ④ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- ⑤ シアン化物イオン及び塩化シアン
- ⑥ ジェオスミン及び 2-メチルイソボルネオールのかび臭物質

5 検査地点、検査項目及び検査頻度

(1) 浄水

① 水質基準項目（表 1 及び表 2 参照）

- ・ 検査地点は、水源別配水区域ごとに末端付近の給水栓で 1 箇所（全体で 23 箇所）を設定し検査を行います。
- ・ 検査頻度は、水質基準項目 51 項目のうち、水源別配水区域ごとに水質基準に関する省令により定めのある 9 項目に加えて、水質が安定し良好であることを確認するため、かび臭物質（ジェオスミンと 2-メチルイソボルネオール）と亜硝酸態窒素と硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の 13 項目 については、月 1 回検査を行います。
- ・ また、その他の 38 項目については、過年度の水質検査結果により省略できる項目もありますが、水質が安定し良好であることを確認するため、水源別配水区域ごとに年 4 回検査を行います。

② 毎日検査項目（表1及び表3参照）

- ・ 検査地点は、水源別配水区域ごとに末端付近の給水栓で1箇所（全体で21箇所）を設定し検査を行います。
- ・ 検査項目は、水質基準に関する省令により表3の項目で1日1回検査を行います。

(2) 原水（表1及び表2参照）

- ・ 現在使用している水源の深井戸29箇所、湧水1箇所、伏流水1箇所、UV装置給水栓1箇所、表流水1箇所の検査地点において、水質基準に関する省令により、水質基準項目の39項目（表2参照）について検査を行います。
- ・ 検査頻度は、各水源について年1回、但し泉水源地の深井戸については年4回行います。また、沢田水源地（1号井・2号井）においてはトリクロロエチレン検査を、石川水源地（1号井・2号井）においては硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素検査を毎月行います。（表2参照）

(3) 水質管理目標設定項目（表1、表4及び表5参照）

- ・ 水道水質管理上、留意すべき項目として設定されている水質管理目標設定項目全27項目（表4参照）について、消毒として使用していないNo.12、その消毒副生成物であるNo.10及び水質基準項目と重複するNo.16・17・18・24・25・26・30の9項目を省略した18項目の検査を行います。
- ・ 表4のNo.15農薬類の検査項目については、全115項目（表5参照）を行います。
- ・ 検査地点は、6箇所の配水区域を選定し、年1回検査を行います。表4のNo.13、14、28の3項目については、各配水区域の給水栓検査地点とし、その他の15項目については水源とします。

(4) 本市が独自に行う検査

- ・ 情報や知見の収集に努めていくべき項目とされている要検討項目（表6参照）は、ダイオキシン類を除く目標値の定められた項目を含む浄水25項目について、泉水源配水区域で年1回検査を行います。
- ・ ダイオキシン類については、安全性の確認と経過観察のため、水質管理目標設定項目の検査を行う6箇所で年1回検査を行います。
- ・ 雉ヶ尾水源及び第1水源（ワサビ沢）については、UV装置給水栓にてクリプトスポリジウムの指標菌となる項目検査並びにクリプトスポリジウム検査、ジアルジア検査を毎月1回実施します。
- ・ 新田水源及び赤ノ田水源についても雉ヶ尾水源及び第1水源（ワサビ沢）と同様に、クリプトスポリジウムの指標菌となる項目検査並びにクリプトスポリジウム検査、ジアルジア検査を毎月1回実施します。
- ・ その他全ての深井戸及び泉水源地の湧水池については、クリプトスポリジウムの指標菌となる項目の検査を、毎月1回実施します。
- ・ 水道水中の放射性物質について、泉水源地内給水栓にて年1回測定を実施します。

6 水質検査方法及び水質検査の自己／委託の区分

- (1) 検査方法については、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」）によって行います。

- (2) 水質検査は、水道法第 20 条の厚生労働大臣登録検査機関に委託して行います。
- (3) 水質検査測定値の信頼性を確認するため、委託する水質検査機関に精度管理実施結果の提出を求めます。
- (4) 各検査地点で採水された検体で検査を行っているか、年 1 回委託する水質検査機関に立入調査を行います。

7 水質検査委託の主な内容

(1) 水質検査

- ・ 定期の水質検査
- ・ 水質検査のための採水（原水及び浄水で採水する一部の検体を除く）
- ・ 臨時の水質検査
- ・ 水質検査の結果集計
- ・ 委託先：芝浦セムテック株式会社
委託期間：着手 令和 5 年 4 月 1 日 完了 令和 6 年 3 月 31 日

(2) 毎日水質検査

- ・ 毎日検査項目の水質検査
- ・ 各水質検査箇所の給水栓における月 3 回の水圧測定
- ・ 達磨橋系及び井田浄水サンプルの保存管理（20ℓ、14日間）
- ・ 水質検査及び水圧測定の結果集計
- ・ 委託先：明電ファシリティサービス株式会社 静岡支店
委託期間：着手 令和 5 年 4 月 1 日 完了 令和 6 年 3 月 31 日

8 臨時の水質検査

水源等で、以下 (1) 及び (2) のような水質変化があり、給水栓の水で水質基準値を超えるおそれがある場合には、直ちに給水を停止して、水源、給水栓などから採水し、臨時の水質検査を行います。(3) の場合には、臨時の水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認した後、給水を開始します。

- (1) 原因不明の色及び濁りが生じるなど水質が著しく変化したとき
- (2) 臭気等の異常があったとき
- (3) 水道施設等の休止（工事完了）後から再稼働するとき

水質検査は水質基準項目の 51 項目を基本とし、異常の状況に合わせて項目を加除することとします。

異常の状況として、

- (1) 浄水過程における異常
- (2) 水源の水質の著しい悪化
- (3) 水源の異常（ごみや汚泥などの汚物）
- (4) 水源・配水区域周辺での水系感染症の流行
- (5) 水道施設の著しい汚染

等が考えられます。

臨時の水質検査は、水質異常が終息し、給水栓水の安全性が確認されるまで行います。

9 関係機関との連携

水道水源汚染の監視のため、「静岡県東部五市四町地下水汚染防止対策協議会」等関係機関及び厚生労働大臣登録検査機関と常に連携を図り、汚染の早期発見に努めるとともに、事故が発生した時は、直ちに適切な対策を講じます。

主な緊急連絡先

静岡県くらし・環境部環境局水資源課 054-221-2420

静岡県東部健康福祉センター生活環境課 055-920-2136

沼津市生活環境部環境政策課（静岡県東部五市四町地下水汚染防止対策協議会事務局）

055-934-4740

10 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、水道部ホームページで公表しています。また、水道部窓口でも閲覧できます。

検査結果は随時ホームページで公表します。

令和4年度水質検査計画に基づいて実施した水質検査の結果は、いずれの検査においても水質基準に適合しており、各水源地から給水している水道水が安全で良好な水質であることを継続的に確認することができました。

この水質検査計画についてのご意見をお寄せ下さい。

連絡先：沼津市水道部 上水道工務課送水係

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号

電話：055-934-4859 Eメール：jousui-ko@city.numazu.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/sumai/suido/index.htm>

図1 水源地の位置及び検査地点

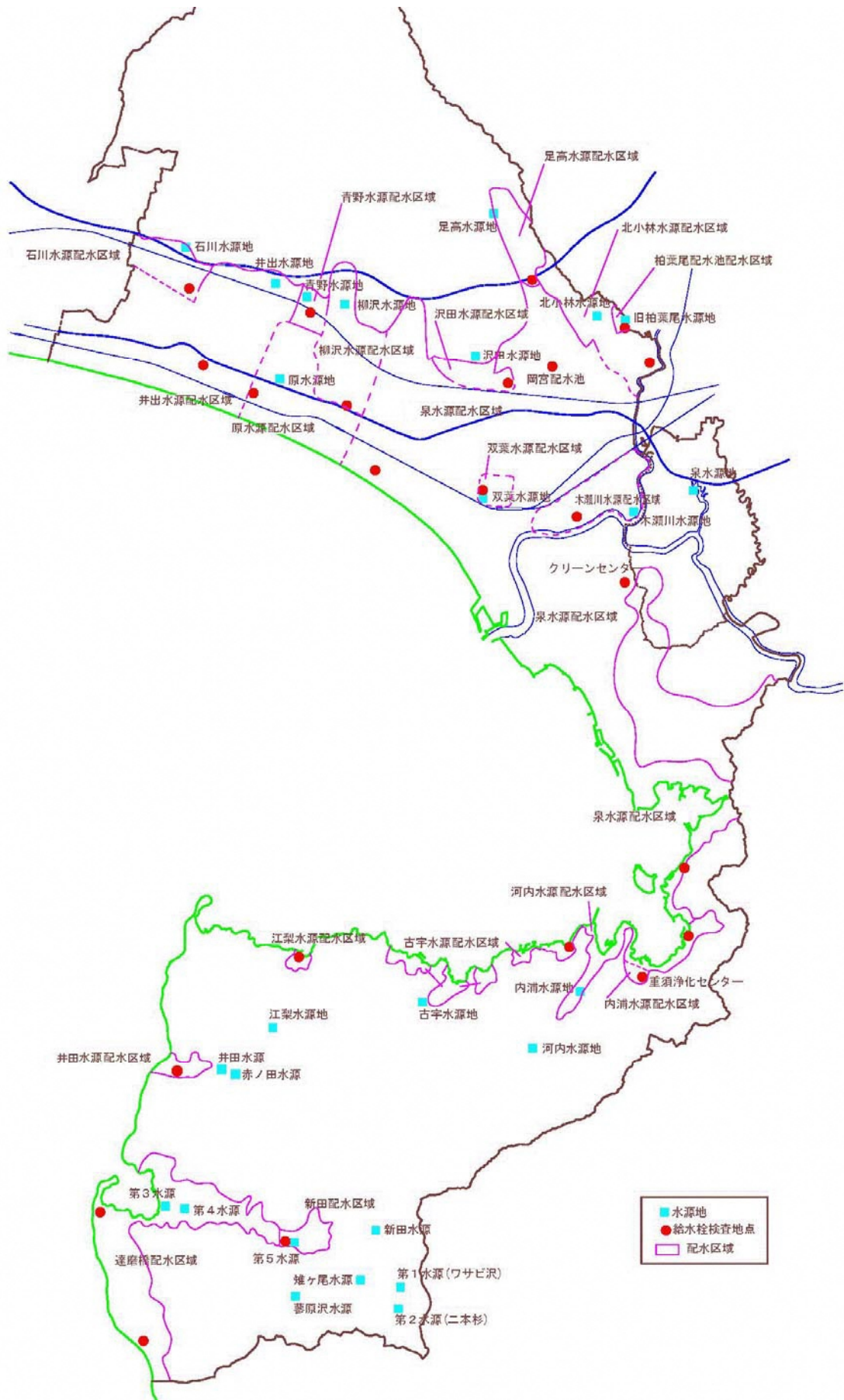


表1 検査地点

配水区域		給水栓水質検査地点	原水水質検査地点
石川水源配水区域		浮島地区センター	石川水源地（2箇所）
井出水源配水区域 ※		消防団第34分団詰所	井出水源地（3箇所）
青野水源配水区域		下岡橋南	青野水源地（2箇所）
原水源配水区域		駅前公園	原水源地（2箇所）
柳沢水源配水区域		東田公園	柳沢水源地（2箇所）
沢田水源配水区域		長塚町公民館	沢田水源地（2箇所）
双葉水源配水区域 ※		双葉水源地	双葉水源地
泉水源配水区域	岡宮系 ※	消防団第7分団詰所 岡宮配水池 注1)	泉水源地 (深井戸、湧水池) 2箇所
	八重系	内浦重寺ポンプ場 クリーンセンター管理課 注1)	
足高水源配水区域		足高第一配水池	足高水源地（2箇所）
北小林水源配水区域		南小林公会堂	北小林水源地（2箇所）
柏葉尾配水池配水区域 ※		旧柏葉尾水源地	北小林第二水源地
木瀬川水源配水区域		消防団第21分団詰所	木瀬川水源地（2箇所）
内浦水源配水区域		重須浄化センター	内浦水源地
河内水源配水区域 ※		消防団第12分団詰所	河内水源地
古宇水源配水区域		消防団第16分団詰所	古宇水源地
江梨水源配水区域		江梨農協前	江梨水源地
[戸田地区]			
達磨橋配水区域	達磨橋系 ※	御浜管理事務所	雉ヶ尾・第1水源 第3水源、第5水源 3箇所
	舟山系	消防団第40分団詰所	
新田配水区域		山秀建設前	新田水源
井田水源配水区域		井田公衆便所	井田水源（2箇所）
合 計		23箇所	33箇所

- ・ ※印は、水質管理目標設定項目及びダイオキシン類の検査を行う区域です。
- ・ 注1) 毎日水質検査は除く

表2 水質基準項目

No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	
			給水栓(23箇所)	水源(33箇所)
1	一般細菌	100個/mL以下	月1回	年1回 泉水源地 深井戸年4回 湧水池年1回
2	大腸菌	検出されないこと		
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	年4回	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下		
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	年4回	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ※	10mg/L以下	月1回	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	年4回	/
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下		
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		
19	トリクロロエチレン ※	0.01mg/L以下		
20	ベンゼン	0.01mg/L以下		
21	塩素酸	0.6mg/L以下		
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		
23	クロロホルム	0.06mg/L以下		
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		
25	ジブromokロロメタン	0.1mg/L以下		
26	臭素酸	0.01mg/L以下		
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下		
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		
30	プロモホルム	0.09mg/L以下		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下		
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下		
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下		
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下		
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下		
38	塩化物イオン	200mg/L以下	月1回	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	年4回	
40	蒸発残留物	500mg/L以下		
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	月1回	
42	ジェオスミン	0.0001mg/L以下		
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下	年4回	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下		
45	フェノール類	0.005mg/L以下	月1回	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下		
47	pH値	5.8以上8.6以下		
48	味	異常でないこと	年1回 泉水源地 深井戸年4回 湧水池年1回	
49	臭気	異常でないこと		
50	色度	5度以下		
51	濁度	2度以下		

※ トリクロロエチレン(原水)については、沢田水源地(1・2号井)で、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、石川水源地(1・2号井)で検査を毎月実施する。

表3 毎日検査

No.	1日1回行う検査項目	評価	検査頻度
1	色	異常なし	毎日
2	濁り	異常なし	
3	消毒の残留効果	0.1mg/L以上	

表4 水質管理目標設定項目

No.	項目	目標値	検査頻度
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	年1回
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下	
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	
4	欠番		
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	年1回
6	欠番		
7	欠番		
8	トルエン	0.4mg/L以下	年1回
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	
11	欠番		
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	
13	ジクロロアセトニトリル ※	0.01mg/L以下	年1回
14	抱水クロラール ※	0.02mg/L以下	
15	農薬類	1以下(検出値と目標値の比の和)	
16	残留塩素	1mg/L以下	水質基準項目と重複
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	
19	遊離炭酸	20mg/L以下	年1回
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	
23	臭気強度(TON)	3以下	
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	水質基準項目と重複
25	濁度	1度以下	
26	pH値	7.5程度	年1回
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上、極力0に近づける	
28	従属栄養細菌 ※	1mLの検水で形成される集落数が2,000個以下	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	水質基準項目と重複
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和として、0.00005mg/L以下(暫定)	年1回

※は、給水栓にて検査を行う項目です(※の無いものは水源)

表5 農薬類（水質管理目標設定項目 No.15）

番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)
1	1,3-ジクロロプロペン (D-D) 注1)	殺虫剤	0.05
2	2,2-DPA (ダラボン)	除草剤	0.08
3	2,4-D (2,4-PA)	除草剤	0.02
4	EPN 注2)	殺虫剤	0.004
5	MCPA	除草剤	0.005
6	アシュラム	除草剤	0.9
7	アセフェート	殺虫剤・殺菌剤	0.006
8	アトラジン	除草剤	0.01
9	アニロホス	除草剤	0.003
10	アミトラズ	殺虫剤	0.006
11	アラクロール	除草剤	0.03
12	イソキサチオン 注2)	殺虫剤	0.005
13	イソフェンホス 注2)	殺菌剤	0.001
14	イソプロカルブ (MIPC)	殺虫剤	0.01
15	イソプロチオラン (IPT)	殺虫剤・殺菌剤・ 植物成長調整剤	0.3
16	イブフェンカルバゾン	除草剤	0.002
17	イプロベンホス (IBP)	殺菌剤	0.09
18	イミノクタジン	殺虫剤・殺菌剤	0.006
19	インダノファン	除草剤	0.009
20	エスプロカルブ	除草剤	0.03
21	エトフェンブロックス	殺虫剤・殺菌剤	0.08
22	エンドスルファン (ベンゾエピン) 注3)	殺虫剤	0.01
23	オキサジクロメホン	除草剤	0.02
24	オキシ銅 (有機銅)	殺虫剤・殺菌剤	0.03
25	オリサストロビン 注4)	殺虫剤・殺菌剤	0.1
26	カズサホス	殺虫剤	0.0006
27	カフェンストール	殺虫剤・除草剤	0.008
28	カルタップ 注5)	殺虫剤・殺菌剤・ 除草剤	0.08
29	カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.02
30	カルボフラン	代謝物	0.0003
31	キノクラミン (ACN)	除草剤	0.005
32	キャプタン	殺菌剤	0.3
33	クミルロン	除草剤	0.03
34	グリホサート 注6)	除草剤	2
35	グルホシネート	除草剤・植物成長 調整剤	0.02
36	クロメプロップ	除草剤	0.02
37	クロルニトロフェン (CNP) 注7)	除草剤	0.0001
38	クロルピリホス 注2)	殺虫剤	0.003
39	クロロタロニル (TPN)	殺虫剤・殺菌剤	0.05
40	シアナジン	除草剤	0.001
41	シアノホス (CYAP)	殺虫剤	0.003
42	ジウロン (DCMU)	除草剤	0.02
43	ジクロベニル (DBN)	除草剤	0.03
44	ジクロルボス (DDVP)	殺虫剤	0.008
45	ジクワット	除草剤	0.01
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004
47	ジチオカルバメート系農薬 注8)	殺虫剤・殺菌剤	0.005 (二硫化炭素と して)
48	ジチオピル	除草剤	0.009
49	シハロホップブチル	除草剤	0.006
50	シマジン (CAT)	除草剤	0.003
51	ジメタメトリン	除草剤	0.02

52	ジメトエート	殺虫剤	0.05
53	シメトリン	除草剤	0.03
54	ダイアジノン 注2)	殺虫剤・殺菌剤	0.003
55	ダイムロン	殺虫剤・殺菌剤・ 除草剤	0.8
56	ダゾメット、メタム (カーバム) 及び メチルイソチオシアネート 注9)	殺菌剤	0.01 (メチルイソチオ シアネートとして)
57	チアジニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1
58	チウラム	殺虫剤・殺菌剤	0.02
59	チオジカルブ	殺虫剤	0.08
60	チオファネートメチル	殺虫剤・殺菌剤	0.3
61	チオベンカルブ	除草剤	0.02
62	テフリルトリオン	除草剤	0.002
63	テルブカルブ (MBPMC)	除草剤	0.02
64	トリクロピル	除草剤	0.006
65	トリクロルホン (DEP)	殺虫剤	0.005
66	トリシクラゾール	殺虫剤・殺菌剤・ 植物成長調整剤	0.1
67	トリフルラリン	除草剤	0.06
68	ナプロパミド	除草剤	0.03
69	パラコート	除草剤	0.005
70	ピペロホス	除草剤	0.0009
71	ピラクロニル	除草剤	0.01
72	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004
73	ピラゾリネート (ピラゾレート)	除草剤	0.02
74	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002
75	ピリブチカルブ	除草剤	0.02
76	ピロキロン	殺虫剤・殺菌剤	0.05
77	フィプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.0005
78	フェニトロチオン (MEP) 注2)	殺虫剤・殺菌剤・ 植物成長調整剤	0.01
79	フェノブカルブ (BPMC)	殺虫剤・殺菌剤	0.03
80	フェリムゾン	殺虫剤・殺菌剤	0.05
81	フェンチオン (MPP) 注10)	殺虫剤	0.006
82	フェントエート (PAP)	殺虫剤・殺菌剤	0.007
83	フェントラザミド	除草剤	0.01
84	フサライド	殺虫剤・殺菌剤	0.1
85	ブタクロール	除草剤	0.03
86	ブタミホス 注2)	除草剤	0.02
87	ブプロフェジン	殺虫剤・殺菌剤	0.02
88	フルアジナム	殺菌剤	0.03
89	プレチラクロール	除草剤	0.05
90	プロシミドン	殺菌剤	0.09
91	プロチオホス 注2)	殺虫剤	0.007
92	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05
93	プロピザミド	除草剤	0.05
94	プロベナゾール	殺虫剤・殺菌剤	0.03
95	ブロモブチド	殺虫剤・除草剤	0.1
96	ベノミル 注11)	殺菌剤	0.02
97	ペンシクロン	殺虫剤・殺菌剤	0.1
98	ベンゾビシクロン	除草剤	0.09
99	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005
100	ベンタゾン	除草剤	0.2
101	ペンディメタリン	除草剤・ 植物成長調整剤	0.3
102	ベンフラカルブ	殺虫剤・殺菌剤	0.02
103	ベンフルラリン (バスロジン)	除草剤	0.01

104	ベンフレゼート	除草剤	0.07
105	ホスチアゼート	殺虫剤	0.005
106	マラチオン（マラソン）注2）	殺虫剤	0.7
107	メコプロップ（MCP P）	除草剤	0.05
108	メソミル	殺虫剤	0.03
109	メタラキシル	殺虫剤・殺菌剤	0.2
110	メチダチオン（DMTP）注2）	殺虫剤	0.004
111	メトミノストロビン	殺虫剤・殺菌剤	0.04
112	メトリブジン	除草剤	0.03
113	メフェナセツト	除草剤	0.02
114	メプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1
115	モリネート	除草剤	0.005

注1) 1,3-ジクロロプロペン（D-D）の濃度は、異性体であるシス-1,3-ジクロロプロペン及びトランス-1,3-ジクロロプロペンの濃度を合計して算出すること。

注2) 有機リン系農薬のうち、E P N、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェントロチオン（ME P）、ブタミホス、プロチオホス、マラチオン（マラソン）及びメチダチオン（DMTP）の濃度については、それぞれのオキシソンの濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキソン体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注3) エンドスルファン（ベンゾエピン）の濃度は、異性体である α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート（ベンゾエピンスルフェート）も測定し、 α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンの濃度とエンドスルフェート（ベンゾエピンスルフェート）の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注4) オリサストロビンの濃度は、代謝物である（5 Z）-オリサストロビンの濃度を測定し、原体の濃度とその代謝物の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注5) カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。

注6) グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸（AMPA）も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸（AMPA）の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注7) クロルニトロフェン（CNP）の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注8) ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ（マンコゼブ）及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。

注9) ダゾメツト、メタム（カーバム）及びメチルイソチオシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定すること。

注10) フェンチオン（MPP）の濃度は、酸化物であるMPPスルホキシド、MPPスルホン、MPPオキソン、MPPオキシソンスルホキシド及びMPPオキシソンスルホンの濃度も測定し、フェンチオン（MPP）の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注11) ベノミルの濃度は、メチル-2-ベンツイミダゾールカルバメート（MBC）として測定し、ベノミルに換算して算出すること。

表6 要検討項目

番号	項目	目標値 (mg/L)
1	銀及びその化合物	—
2	バリウム及びその化合物 ※	0.7
3	ビスマス及びその化合物 ※	—
4	モリブデン及びその化合物 ※	0.07
5	アクリルアミド ※	0.0005
6	アクリル酸	—
7	17-β-エストラジオール ※	0.00008(暫定値)
8	エチニル-エストラジオール ※	0.00002(暫定値)
9	エチレンジアミン四酢酸(EDTA) ※	0.5
10	エピクロロヒドリン ※	0.0004(暫定値)
11	塩化ビニル ※	0.002
12	酢酸ビニル	—
13	2,4-ジアミノトルエン	—
14	2,6-ジアミノトルエン	—
15	N,N-ジメチルアニリン	—
16	スチレン ※	0.02
17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L(暫定値)
18	トリエチレンテトラミン	—
19	ノニルフェノール ※	0.3(暫定値)
20	ビスフェノールA ※	0.1(暫定値)
21	ヒドラジン	—
22	1,2-ブタジエン	—
23	1,3-ブタジエン	—
24	フタル酸ジ(n-ブチル) ※	0.01
25	フタル酸ブチルベンジル ※	0.5
26	マイクロキスチン-LR ※	0.0008(暫定値)
27	有機すず化合物 ※	0.0006(暫定値)(TBTO)
28	ブロモクロロ酢酸	—
29	ブロモジクロロ酢酸	—
30	ジブロモクロロ酢酸	—
31	ブロモ酢酸	—
32	ジブロモ酢酸	—
33	トリブロモ酢酸	—
34	トリクロロアセトニトリル	—
35	ブロモクロロアセトニトリル	—
36	ジブロモアセトニトリル ※	0.06
37	アセトアルデヒド	—
38	MX ※	0.001
39	キシレン ※	0.4
40	過塩素酸 ※	0.025
41	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA) ※	0.0001
42	アニリン ※	0.02
43	キノリン ※	0.0001
44	1,2,3-トリクロロベンゼン ※	0.02
45	ニトリロ三酢酸(NTA) ※	0.2
46	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)	—

※は、泉水源配水区域で、年1回検査を行う項目を示します。
ダイオキシン類の検査地点は、表1によります。